

テレコムトピックス

CONTENTS

●東日本大震災で被災された皆様へ

TOPIC1

東日本大震災に伴う通信・放送施設の被害状況等

TOPIC2

被災市町村等による臨時災害放送局の免許状況

TOPIC3

無線局の臨時措置状況

TOPIC4

災害対策用移動通信機器の配備(無償貸与)

TOPIC5

被災市町村への職員派遣の状況

TOPIC6

被災地での「地デジ難視聴対策衛星放送」の一時利用を開始

TOPIC7

被災地における通信復旧等の模様

【編集・発行】：総務省 東北総合通信局 総務部 総務課 企画広報室

〒980-8795 仙台市青葉区本町三丁目2番23号 仙台第2合同庁舎

TEL：022-221-0605 FAX：022-221-0612

ホームページ：<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>

東日本大震災で被災された皆様へ

3月11日(金)に発生した東日本大震災により、東北地域は太平洋沿岸を中心に壊滅的な被害に見舞われました。

お亡くなりになられた多くの皆様に哀悼の意を表すると共に、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。また、昼夜を問わず人命救助、行方不明者の搜索、瓦礫の撤去、そして地域の復旧に向けてご尽力いただいている皆様には心から感謝申し上げる次第です。

今回の震災では、地域における様々な産業が大きな被害を受けました。通信・放送施設も例外ではなく、震災直後に停電と共に全ての通信手段が途絶した場所も多く、電話も携帯電話も通じない、頼りはラジオだけ、という事態となりました。情報が途絶することの怖さ、情報の重要性を改めて認識したわけですが、情報化社会の脆弱性に改めて気づかされたところです。

通信の途絶が多数発生したことは痛恨の極みではありますが、電気通信事業者・放送事業者の関係者の方々は懸命な努力を続けられ、劇的な回復をしております。しかし、未だに復帰していない地域もあり、ご利用の皆様にはご不便とご迷惑をおかけしていることに対して、心からお詫び申し上げます。

東北総合通信局では、被災地域の暫定的な情報通信の利用確保のため、臨時災害放送局の免許や無線機器の貸し出し、衛星によるインターネット利用設備の設置、避難所へのラジオの配布など、被災地に職員を派遣してその対応にあたっています。また、市町村からの要請により、情報通信利用環境の確保に加え、被災家屋の調査やボランティアセンター業務、避難所での避難者支援など、職員派遣による被災地域での多様な支援も行っています。

被災された各県・市町村におかれましては、これから地域の復興計画等の策定を進められると承知しておりますが、当局といたしましても、災害に強い地域の情報通信利用環境の整備をお手伝いさせていただきたく存じますので、何なりとご相談をいただければ幸いです。

今、東北地域の関係機関では、「がんばろう！東北」を合言葉に、元気な東北を取り戻すため被災地域の復旧・復興に向けた様々な取り組みを進めております。当局も、ICT利活用による安心・安全な暮らしと活力ある地域の復興に向けて取り組んで参ります。

被災された多くの皆様におかれては、大きな余震がまだ続いている中で、まだまだ落ち着かない生活をお願いせざるを得ない状況にありますが、当局職員の東北地域の復興にける思いは皆様と一緒にあります。当局でも被災した職員が多く、この不安な日々が一刻も早く終わることを願い、微力ではありますが皆様と共にこの苦難を乗り越えていきたいと思っております。共にがんばりましょう。

東北総合通信局長 井澤 一朗

がんばろう！東北

東北大学や企業、東北地方の国の出先機関等では、地震・津波から時が過ぎ、被災された地元の方々の間にも明日への前向きな力が戻りつつあり、この機運を応援するため、「がんばろう！東北」を合言葉に東北地方にエールを送る活動を始めました。

本活動は、JTF-TH(災統合任務部隊-東北)の発案で、「東日本大震災」の被害に遭われた東北の人々に希望のハートを届けようとするものです。

詳しくは、東北地方整備局のホームページをご覧ください。

(<http://www.thr.mlit.go.jp/>)

TOPIC 1 東日本大震災に伴う通信・放送施設の被害状況等

平成23年3月11日(金)に発生した「東日本大震災」に伴う通信・放送施設への被害状況等は、次のとおりです。

なお、被災地域が広範囲に渡り、被害状況の全体把握に時間を要したため、震災直後の被害状況は全体が把握できた段階での最大値を記載しております。

1. 被害状況

(1) 通信関係

区分	事業者	被害状況等	
		震災後の被害状況(最大値)	4月18日現在の被害・復旧状況等
固定電話	NTT東日本	○加入電話約883,000回線が利用不可 ○ISDN約125,000回線が利用不可 ○フレッツ光約513,000回線が利用不可 ○通信規制(発信最大約50%、着信最大約70%)	○加入電話約30,200回線が利用不可 ○ISDN約5,500回線が利用不可 ○フレッツ光約12,800回線が利用不可 ○被災地の固定電話基本料金を無料化 ○固定電話料金支払い期限を延長 ○特設公衆電話を避難所等に設置 ○移動電源車等を東北、関東各県へ配備
	NTTコミュニケーションズ	○中継回線断(仙台) ○専用線17,384回線が利用不可 ○アジア及びアメリカ向け海底ケーブル断 ○通信規制(発信)	○中継回線断(仙台)は仮復旧済 ○専用線896回線が利用不可 ○被災地の基本料金を減免
	KDDI	○約400,000回線が利用不可 ○東北・関東間の陸上ケーブル断 ○アジア及びアメリカ向け等海底ケーブル複数断 ○東北以北と関東以西間のKDDI間全通信不可 ○通信規制(発信)	○1,815回線が利用不可 ○東北、関東間の中継回線断は復旧済み ○海底ケーブルについては迂回路で復旧済み ○被災地の固定電話基本料金を減額 ○利用料金支払い期限を延長
	ソフトバンクテレコム	○アナログ電話・ISDN約27,000回線が利用不可 ○専用線約1,720回線が利用不可 ○通信規制(岩手県、宮城県、東京都)	○アナログ電話・ISDN559回線が利用不可 ○専用線19回線が利用不可 ○海底ケーブルについては迂回路で復旧済み ○被災地の固定電話基本料金を無料化 ○利用料金支払い期限を延長
携帯電話等	NTTドコモ	○基地局約6,570局が停波 ○通信規制(東北全域、関東全域)	○基地局475局が停波中 ○駅前等に充電器を設置 ○各県災害対策本部等からの要請により衛星携帯電話892台貸出 ○車載基地局、移動電源車を被災地に配備 ○HPIにて東北地方等の復旧エリアマップを公表 ○利用料金支払い期限を延長
	KDDI(au)	○基地局約3,800局が停波 ○東北・関東間の陸上ケーブル断 ○東北以北と関東以西間のKDDI間全通信不可 ○通信規制(北海道、東北、関東)	○基地局140局が停波中 ○車載基地局、移動電源車を被災地に順次配備 ○各県災害対策本部からの要請により衛星携帯電話48台貸出 ○百数十台程度の端末充電器を現地に発送 ○HPIにて東北地方の復旧エリアマップを公表 ○利用料金支払い期限を延長
	ソフトバンクモバイル	○基地局3,786局が停波 ○通信規制(東北地方、関東地方)	○基地局201局が停波中 ○車載基地局、移動電源車を被災地に順次配備 ○携帯電話や充電器等の無償貸出 ○HPIにて岩手県・宮城県・福島県の復旧エリアマップを公表 ○利用料金支払い期限を延長
	イー・モバイル	○基地局625局が停波 ○通信規制なし	○停波していた基地局は全て復旧 ○携帯電話や充電器等の無償貸出 ○車載基地局を被災地に配備 ○利用料金支払い期限を延長 ○HPIにて通信可能な避難所リストを公表
	ウィルコム	○基地局3,100局が停波 ○通信規制なし	○基地局約540局が停波中 ○PHS端末の無償貸出を準備 ○利用料金支払い期限を延長 ○HPIにて岩手県・宮城県・福島県の復旧エリアマップを公表

※ 各社とも伝言ダイヤルや伝言板等を運用

(2) 放送関係

県別	被害状況等	
	震災後の被害状況(最大値)	4月18日現在の被害・復旧状況等
青森県	テレビ中継局:29カ所停波、ラジオ中継局:なし	テレビ中継局:復旧済み、ラジオ中継局:なし
岩手県	テレビ中継局:48カ所停波、ラジオ中継局:3カ所	テレビ中継局:2カ所停波、ラジオ中継局:復旧済み
宮城県	テレビ中継局:27カ所停波、ラジオ中継局:1カ所	テレビ中継局:3カ所停波、ラジオ中継局:復旧済み
秋田県	テレビ中継局:21カ所停波、ラジオ中継局:なし	テレビ中継局:復旧済み、ラジオ中継局:なし
山形県	テレビ中継局:16カ所停波、ラジオ中継局:なし	テレビ中継局:復旧済み、ラジオ中継局:なし
福島県	テレビ中継局:5カ所停波、ラジオ中継局:2カ所	テレビ中継局:復旧済み、ラジオ中継局:復旧済み

※ テレビ中継局のうち、デジタル放送については、宮城県内の中継局1カ所(損壊)を除いてすべて復旧済み

2. 対応状況（東北管内テレコム関係抜粋）

- 3月11日(金)14時46分 総務省対策本部・東北総合通信局対策本部設置 16時00分 総務省非常災害対策本部設置
- ・ 3月11日(金)、日本放送協会、日本民間放送連盟及び東北のラジオ各社(青森放送、エフエム青森、アイビーシー岩手放送、エフエム岩手、東北放送、エフエム仙台、秋田放送、エフエム秋田、山形放送、エフエム山形、ラジオ福島及びエフエム福島)それぞれに対し、「被災地ではラジオによる情報伝達が重要なため、地域住民が必要とする情報をしっかりと伝えるよう、災害情報の伝達に最大限の努力を払って頂きたい。」旨、口頭要請。
- ・ 3月14日(月)、東北におけるコミュニティ放送会社(27社)に対しても、被災者の生活支援や復旧のための放送の実施に努めていただけるよう口頭要請。
- ・ これまで、東北・北関東21市町から震災に係る災害情報を市民に提供するための臨時災害放送局(FM放送)の開設について、東北・関東総合通信局において、口頭による申請に対して臨機の措置として直ちに許可した。
- ・ 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく政令及び告示を準備中(許認可有効期間の延長等)。(内閣府(防災担当)との共同)。
- 3月12日(土)、市町村庁舎の直接被災等により、行政機能に支障を生じている場合に、国の職員の派遣、関係府省・関係団体等との連絡調整を含む支援に関し、県からの相談に応じるため、市町村行政機能サポート窓口を総務省内に設置。
- ・ 3月12日(土)以降順次、内閣府に対して、NTT、NHK等及び民間放送事業者の重要施設の自家発電用軽油等に、政府備蓄を回すよう要請。
- ・ 被災地へのラジオ端末提供を要請。パナソニック(1万台)、ソニー(3万台)、ジャパンFMネットワーク(FM東京系)(1500台)、NHK(760台)など計4万台以上のラジオが被災地に到着。
- ・ 避難所の被災者のため、NHKがメーカの協力を得ながら700台を超えるテレビを確保、一部の地域では既にテレビの設置を開始。
- ・ 3月12日(土)、(社)日本アマチュア無線連盟に対し、アマチュア無線機器の提供等について要請。(同日以降、非常通信用周波数を運用し、避難所情報等の提供を開始。アマチュア無線300台を、被災地に貸出)
- ・ 3月12日(土)、宮城県及び新潟県津南町から災害対策用移動通信機器の貸出要請があり、宮城県に対してはMCA無線70台及び簡易無線70台を貸出済み。新潟県津南町に対しては簡易無線15台を貸出済み。
- ・ 3月12日(土)、日本データ通信協会及び携帯電話事業者等に対し、誤った情報を内容とするチェーンメール等に関する注意喚起を要請。総務省ウェブページでも周知。
- 3月13日(日)、片山総務大臣及び鈴木総務副大臣が岩手県及び宮城県を視察。
- ・ 3月13日(日)、住民の安否確認や被災者に対して緊急に行うべき事務について、都道府県が条例に定めることにより住基ネットの保有する本人確認情報を適切に活用するよう、また、転出証明書を発行できない被災市区町村からの転入があった場合、転入地において、氏名、住所、転入年月日、生年月日、戸籍の表示等に係る住民からの届出に基づき、住基ネットの保有する本人確認情報を活用することにより転入届を受理するよう、各都道府県宛に通知。
- ・ 3月13日(日)、福島県及び福島県須賀川市から災害対策用移動通信機器の貸出要請があり、福島県に対してはMCA無線10台を、福島県須賀川市に対してはMCA無線60台を貸出。
- ・ 3月13日(日)、携帯電話事業者に対し、県災害対策本部等への衛星携帯電話の貸出について要請。(岩手・宮城・福島県災害対策本部に追加貸出。)
- 3月14日(月)、地方公共団体に対し、被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等及び減免による減収額について歳入欠かん債の発行が可能である旨等を通知。
- ・ 3月14日(月)、携帯電話事業者に対し、計画停電の実施に関する周知広報活動への協力を依頼。
- ・ 3月14日(月)、災害救助法の適用を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京都、長野県、新潟県の市町村内の無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- ・ 3月14日(月)、電気通信事業者協会及び固定電話事業者等に対し、停電時の固定電話サービスの利用に関する注意喚起を要請。総務省ウェブページでも周知。
- ・ 3月14日(月)、総務省から(財)移動無線センター及び(財)日本移动通信システム協会に対し、被災地支援を要請。(MCA無線を被災地に計110台貸出)
- ・ 3月14日(月)、総務省から(社)全国陸上無線協会に対し、被災地支援を要請。(要請を受けたメーカ等から各県災害対策本部等に簡易無線計961台貸出)
- 3月15日(火)、(財)日本データ通信協会に対し、地震情報を装って出会い系サイトなどのウェブサイトに誘導するなどの悪質なメールに関する注意喚起を要請。総務省ウェブページでも周知。
- ・ 3月15日(火)、総務省の協力依頼を受け、日本通信(株)が宮城県・福島県災害対策本部を通じ避難所等にIP携帯電話端末(スマートフォン)約200台を貸出。
- ・ 3月15日(火)、国際電気通信連合(ITU)に衛星携帯電話の無償提供に関する支援を依頼。合計153台の衛星携帯電話の無償提供を受けることとした。(第1便45台は3月18日(金)に、第2便78台は20日(日)に、第3便30台は22日(火)にそれぞれ総務本省に到着し、県等に順次無償貸与。)
- ・ 3月15日(火)、宮城県から災害対策用移動通信機器の貸出要請があり、MCA無線40台及び簡易無線115台を貸出。
- 3月18日(金)、被災地域の災害対策を支援する体制を強化するため、大臣官房総務課に災害対策支援室を設置し、3名の要員を配置。
- ・ 3月18日(金)、新たに災害救助法の適用を受けた福島県及び栃木県の市町村内の無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- 3月19日(土)、ITUから貸出を受けた衛星携帯電話10台を岩手県災害対策本部に貸出。
- 3月23日(水)、東北管区行政評価局及び東北総合通信局において、被災地となった市町村を支援するため、職員派遣を開始。
- 3月25日(金)、被災者が本人確認書類を消失し、携帯電話の契約に際して本人であることを確認できる書類がない場合等であっても、被災者が携帯電話の契約を行うことができるよう、本人確認の方法等に関して特例を設けた。
- 3月29日(火)、岩手県災害対策本部、宮城県災害対策本部等に対し、携帯用ラジオ1万台を配布。
- 4月1日(金)、NHK、民放連に対し、災害に係る正確かつきめ細かな情報を迅速に国民に提供するよう、文書で要請。
- 4月6日(水)、電気通信事業者関係団体に対し、東日本大震災に係るインターネット上の流言飛語について、各団体所属の電気通信事業者等が表現の自由に配慮しつつ適切に対応するよう、周知及び必要な措置を講じることを要請。また、(財)日本データ通信協会及び違法・有害情報相談センターに対し、引き続き、状況の把握等に努めるよう要請。
- ・ 4月6日(水)、経済産業省及び内閣官房と共同で、震災対応に係る情報発信に関し、公共機関において民間ソーシャルメディアを活用する際の留意点等を指針として策定。

◆東日本大震災関連の詳しい情報は東北総合通信局ホームページをご覧ください

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>

【お問合せ先】:総務部 企画広報室 (TEL 022-221-0605)

TOPIC 2 被災市町村等による臨時災害放送局の免許状況

総務省では、震災等の非常災害時に住民に対して必要な情報を正確かつ迅速に提供するため、速やかに臨時災害放送局を開局できるよう、臨機の措置による放送局の免許制度を整えています。

東北総合通信局では、東日本大震災によって甚大な被害に遭われた市町村からの申請により、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を提供する臨時災害放送局に対して、臨機の措置による免許（口頭による申請・免許）を行いました。

東北管内における臨時災害放送局の免許状況は以下のとおりです。

平成 23 年 4 月 15 日現在

県	市町村	周波数 (MHz)	空中線 電力(W)	送信所		呼出名称等
岩手県	釜石市	86.0	30	釜石市鈴子町22-1		かまいしさいがいエフエム(JOYZ2AC-FM)
	大船渡市	78.5	30	送信所1	大船渡市猪川町字今出山32-3	おおふなとさいがいエフエム(JOYZ2Z-FM)
		80.5	20	送信所2	大船渡市末崎町字上山地内	
	宮古市	77.4	20	宮古市宮町1丁目3番5号		みやこさいがいエフエム(JOYZ2U-FM)
	山田町	76.7	10	山田町大字船越字半崎国有林30林班に小班内		IBC 山田災害臨時ラジオ
	花巻市	78.7	100	送信所1	花巻市矢沢第3地割160	はなまきさいがいエフエム(JOYZ2O-FM)
			100	送信所2	花巻市大迫第17地割52-2	
			20	送信所3	東和町毒沢1区98-1	
宮城県	奥州市	77.8	150	奥州市水沢区佐倉河東広町1-4		おうしゅうさいがいエフエム(JOYZ2N-FM)
	名取市	80.1	50	名取市増田字柳田80		なとりさいがいエフエム(JOYZ2AE-FM)
	亘理町	79.2	30	亘理町字下小路7-4		わたりさいがいエフエム(JOYZ2Y-FM)
	気仙沼市	77.5	30	気仙沼市赤岩五駄鱈43-2		けせんぬまさいがいエフエム(JOYZ2X-FM)
	山元町	80.7	30	山元町浅生原字作田山32		やまもとさいがいエフエム(JOYZ2W-FM)
	岩沼市	77.9	100	岩沼市桜1丁目6番20号		いわぬまさいがいエフエム(JOYZ2V-FM)
	塩竈市	78.1	100	塩竈市旭町1-1		しおがまさいがいエフエム(JOYZ2T-FM)
	登米市	76.7	100	登米市迫町佐沼字西佐沼20		とめさいがいエフエム(JOYZ2Q-FM)
	石巻市	76.4	100	石巻市日和が丘1-21		いしのまきさいがいエフエム(JOYZ2S-FM)
福島県	大崎市	79.4	50	大崎市古川大宮7-5-5		おおさきさいがいエフエム(JOYZ2P-FM)
	南相馬市	79.5	50	南相馬市原町区本町2-27		みなみそうまさいがいエフエム(JOYZ2AF-FM)
	須賀川市	80.7	30	須賀川市中町36-1		すかがわさいがいエフエム(JOYZ2AD-FM)
	相馬市	76.6	30	相馬市中村字大手先13		そうまさいがいエフエム(JOYZ2AB-FM)
	いわき市	77.5	100	いわき市常磐藤原町湯ノ岳2-7		いわきさいがいエフエム(JOYZ2AA-FM)
	福島市	76.2	100	福島市御山字羽黒峯2-5		ふくしまさいがいエフエム(JOYZ2R-FM)



▲山元町



▲いわき市

◆東日本大震災に伴う「臨時災害放送局」の免許情報
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/rinziFM.html>

【お問合せ先】: 放送部 放送課 (TEL 022-221-0696)

TOPIC 3 無線局の臨機の措置状況

平成 23 年 4 月 18 日現在

主な用途	件数	臨機の措置の事例
防災行政関係	47	・災害対策本部に臨時基地局の設置 ・水道復旧のための陸上移動局の免許
消防関係	9	・避難所に本部基地局を設置して運用
電気通信事業関係	23	・避難所に携帯電話基地局の設置
航空関係	4	・空港再開のための臨時基地局の設置
その他災害対策関係	23	・停電復旧のための臨時基地局の設置 ・電力供給のための高周波利用設備の設置

非常災害時における臨機の措置

非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るため、無線局の開設、周波数等の指定変更、無線設備の設置場所等の変更を行う必要がある場合において、緊急やむを得ないと認められるものについては、下記による臨機の措置を行うことが認められています。

1. 次の各号に該当する場合は、臨機の措置を行うことができます。

- (1) 震災、火災、風水害、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（当該非常災害による被害の復旧のための措置を実施する必要がある場合は、その措置が終了するまでの期間を含む。）において、当該期間中に限り使用するものであるとき。
- (2) 通信の内容が次の一に該当するものであるとき。
 - ア 非常通信（新聞社、通信社、放送事業者等の報道機関が非常災害時において有線通信を利用できないか又はこれを利用することが著しく困難な場合に発する非常事態の収拾、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、人心の安定又は秩序の維持等に有効な新聞ニュース又は放送ニュースの通信を含む。）
 - イ 電波法施行規則第37条第26号から第30号まで及び第32号に規定する通信
 - ウ 非常通信に準ずる重要通信（電気通信業務用及び防災関係機関（災害対策基本法第2条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関並びに地方公共団体をいう。）の防災関係業務用の通信を含む。）

2. 東北総合通信局において臨機の措置を行うことができる範囲は、すべての無線局について、次に掲げる事項です。

- (1) 予備免許及び免許の付与
- (2) 無線設備の変更の工事の許可
- (3) 無線設備の設置場所（移動するものにあつては、移動範囲）の変更の許可
- (4) 電波の型式及び周波数の指定の変更
- (5) 空中線電力の指定の変更
- (6) 通信の相手方の変更の許可
- (7) 通信事項又は放送事項の変更の許可及び運用許容時間の指定の変更
- (8) 識別信号の指定の変更
- (9) 放送区域の変更

3. 臨機の措置の手続きは、次のとおりです。

- (1) 申請は、申請者がまず口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の申請書等は後刻可及的速やかに提出することが必要です。
- (2) 処分は、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の処分通知書の交付は所定の申請書等の提出を待って遡及処理されます。

※ 高周波利用設備についても、無線局に準じて臨機の措置を行うこととしています。

<連絡先>

東北総合通信局 無線通信部	陸 上 課	TEL 022-221-0682（陸上関係無線局）
	航 空 海 上 課	TEL 022-221-0651（航空海上関係無線局）
電波監理部	電波利用環境課	TEL 022-221-0676（高周波利用設備）

TOPIC4 災害対策用移動通信機器の配備(無償貸与)

総務省では、非常災害時において、地方公共団体及び災害復旧関係者に移動通信機器を無償貸与する体制を整備しております。

「東日本大震災」に伴う災害対策用移動通信機器の配備実績

東北総合通信局では、総務本省とも協力し、簡易無線、衛星携帯電話等合計約2,000台を被災自治体に貸出しています(一部返却済み)。また、避難所等での情報入手のためのラジオ約1万台を配布しています。

平成23年4月19日現在

貸出先	貸出通信機器			IP携帯電話端末
	簡易無線	MCA	衛星携帯電話	
青森県 八戸市	10			
岩手県	410		60	
岩手県 宮古市	10		20	
岩手県 大船渡市	30		5	
岩手県 久慈市	10			
岩手県 陸前高田市	45		12	
岩手県 釜石市	15			
岩手県 大槌町	15			
岩手県 山田町	10		4	
岩手県 岩泉町	10			
岩手県 田野畑村	10			
岩手県 普代村	10			
岩手県 野田村	20			
岩手県 洋野町	10			
宮城県	185	110		
宮城県 仙台市	36	10		
宮城県 石巻市	50	114	30	
宮城県 塩竈市	20			
宮城県 気仙沼市	65		8	
宮城県 丸森町		9		
宮城県 山元町	50			
宮城県 七ヶ浜町		20		
宮城県 女川町	65		6	
宮城県 南三陸町	30		10	
宮城県・福島県災害対策本部				200
福島県	30	10	22	
福島県 いわき市	10			
福島県 須賀川市		60		
福島県 相馬市	100			
福島県 伊達市		10		
福島県 泉崎村		5		
福島県 広野町		2	2	
福島県 富岡町	10			
福島県 川内村	5			
福島県 新地町	15	10		

概 要

地震等の非常災害時に、地方公共団体が地域防災計画に基づき整備している通信機器の連絡体制では支障がある場合に、地方公共団体からの要請により、東京及び大阪の2箇所に備蓄する移動通信機器を無償貸与し、初動期における被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速、円滑な遂行までの一連の活動に必要な通信体制を補完するものです。

地方公共団体からの要請と移動通信機器搬入

非常災害時に、地方公共団体(災害対策本部等)は、総務省(総合通信局及び沖縄総合通信事務所を含む。)に貸出要請を行い、総務省は委託した民間会社を通じて、48時間以内に地方公共団体に移動通信機器を搬入します。

<貸出要請連絡先>

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹通信課 重要無線室 TEL 03-5253-5888(直通)

東北総合通信局 無線通信部 陸上課 TEL 022-221-0682(直通)

TOPIC 5 被災市町村への職員派遣の状況

東北総合通信局は、東日本大震災の被災地となった市町村を支援するため、職員を派遣しています。

1. 市町村業務の支援のための職員派遣

通信機器の搬入・設置、臨時災害放送局の開局・運用サポート等のほか、市町村業務の支援のため、被災家屋の調査やボランティアセンターの業務、避難所での避難者支援、拾得物の整理など、職員派遣による多様な支援を行っています。

2. 通信・放送利用環境確保のための職員派遣

通信機器の搬入・設置(簡易無線局や衛星によるインターネット利用機器等)、避難所へのラジオ配布、被災市町村等の要望調査・調整など、被災地に職員を派遣してきめ細かな支援活動を実施しています。

【派遣実績】 平成23年4月19日現在

派遣先市町村	派遣職員数(延べ人数)
宮城県 塩竈市	5名
宮城県 気仙沼市	1名
宮城県 多賀城市	5名
宮城県 東松島市	1名
宮城県 山元町	1名
宮城県 七ヶ浜町	1名
宮城県 南三陸町	1名
福島県 相馬市	1名

【派遣実績】 平成23年4月19日現在

派遣先市町村等	
青森県	八戸市
岩手県	宮古市、大船渡市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町
宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町
福島県	いわき市、相馬市、二本松市、田村市、会津坂下町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、新地町

◆東日本大震災関連の詳しい情報は東北総合通信局ホームページをご覧ください
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>

【お問合せ先】:総務部 総務課 (TEL 022-221-0602)

TOPIC 6 被災地での「地デジ難視対策衛星放送」の一時利用を開始

総務省及び社団法人デジタル放送推進協会は、東日本大震災の被災地において地上テレビ放送が視聴できない場合に、「地デジ難視対策衛星放送」を一時的にご視聴いただくこととし、この申込受付を4月7日(木)から開始しました。

1. 制度概要

東日本大震災によりテレビ放送が視聴できなくなった方々に「地デジ難視対策衛星放送(BSによる東京キー局の地上デジタル放送の再送信)」を一時的にご利用いただけるものです。

対象は、岩手県、宮城県及び福島県の3県並びにその周辺の被災地で、BSデジタル放送の受信に必要なBSアンテナ、BSデジタル放送対応のテレビ又はチューナをお持ちの方々(世帯又は事業所)です。

2. 申込方法

地デジ難視対策衛星放送受付センターまでお申込みください。
 電話によるお申込みも受け付けています(申込書類の提出は後日となります)。

地デジ難視対策衛星放送の申込み・お問合せ先

地デジ難視対策衛星放送受付センター

【電 話】 0570-08-2200

※上記電話番号でつながらない場合は 045-345-0522

【受付時間】 9:00~18:00 年中無休

ただし、平成23年8月末までの平日は 9:00~21:00

◆東北総合通信局報道発表(平成23年4月7日)
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/hodo/h2304-06/0407a1001.html>

【お問合せ先】:放送部 放送課 (TEL 022-221-0696)

TOPIC 7 被災地における通信復旧等の模様



▲石巻市における無線機材提供



▲通信事業者による衛星通信回線の確保(女川町)



▲携帯電話の通話・充電サービスを提供する通信事業者(南三陸町)



▲陸前高田市における衛星通信機器の設置



▲南三陸町におけるV-SAT 設置応援



▲七ヶ浜町における要望の聞き取り